

運行管理制度の強化の趣旨

車両運行中に、乗務員の突発的な体調悪化や大規模渋滞等の予期せぬ走行環境の変化等のトラブルが発生した場合に、運転者任せの判断となれば、運転者は運行計画に沿った運行を優先しかねないなど、輸送の安全に支障が生じかねない状況。

→ **旅客自動車運送事業者は、トラブル発生時に乗務員に対して輸送の安全のために適切な措置を講ずるとともに、当該措置を適正かつ確実に実行できるよう以下の体制の整備を義務付け**

運行管理制度の強化の具体的内容

- ① 平成26年5月1日施行
- ② 平成27年5月1日施行

- ① 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行中は、**電話等を用いて乗務員に対し必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならない**こととする。
- ② 乗合バス・貸切バス事業においては、運行の形態上、長距離・大量旅客輸送が想定され、運行管理者はトラブル発生時に運行の中止等の判断・指示等に伴う調整が必要となることから、①に加えて、**事業用自動車の運行中少なくとも一人の運行管理者は、乗合バス・貸切バス事業の事業用自動車の運転業務に従事せずに、トラブルが発生した場合速やかに運行の中止等の判断・指示等を行える体制を整備しなければならない**こととする。

